

独占禁止法基本問題懇談会（第1回）議事概要

平成17年7月11日

- 1 日時 平成17年7月8日（金）10:00～11:50
- 2 場所 総理大臣官邸 大会議室
- 3 出席者

細田 博之 内閣官房長官

（懇談会委員）

座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長
宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
金子 晃 慶應義塾大学名誉教授
榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員
神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
草野 忠義 日本労働組合総連合会事務局長
小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
佐野 真理子 主婦連合会事務局長
角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
松井 彰彦 東京大学大学院経済学研究科教授
村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステム
ソリューションズ社法務グループマネージャー
諸石 光熙 住友化学工業株式会社特別顧問
山本 孝宏 弁護士

（その他）

公正取引委員会 竹島委員長、伊東経済取引局長

（事務局）

内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室 西室長、川口次長、寺川参事官
等

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 官房長官あいさつ
- (3) 懇談会の運営について
- (4) 懇談会の進め方について
- (5) 閉会

5 議事概要

- (1) 事務局から懇談会開催の趣旨(資料1及び資料2)及び官房長官からの塩野委員への座長指名について紹介を行った。
- (2) 懇談会運営規則(案)(資料3)について、事務局から説明を行って懇談会の了承を得、了承された懇談会運営規則に基づき、塩野座長が金子委員を座長代理に指名した。
- (3) 官房長官から次のような内容を含む挨拶があった。
 - ・ 本懇談会では、改正法の附則を受けて、「課徴金に係る制度の在り方」や、「公正取引委員会における審査・審判の在り方」などについて検討いただきたい。
 - ・ 特に、国会における審議等を踏まえ、課徴金に係る制度の在り方については、課徴金の法的性格、刑事罰との関係といった論点に加えて特に、「不公正な取引方法に対する措置の在り方」についても検討を深めていただきたい。
 - ・ 懇談会はおおむね二年間開催させていただき、平成19年の6月までに、取りまとめをお願いしたい。
- (4) 出席した委員全員から、自己紹介を兼ねて、抱負や問題意識について発言していただいた。座長からは、違法行為を是正する、ないし、違法行為を抑止するためのシステムについて、広く国の内外の制度を見ながら検討する必要があるという趣旨の発言があった。

(5) 公正取引委員会(経済取引局長)から、独占禁止法及び4月に成立した独占禁止法改正法の概要(資料4)、国会での審議の状況(資料5)について説明を行い、質疑を行った。

(6) 事務局から、懇談会の今後の進め方(案)(資料6)について説明した上で、議論を行った。

資料6については、2007年の6月に最終報告を出すということ以外は、パブコメをどの段階でやるかを含め、今後の審議の状況に応じて見直す必要があるので、資料表題の「(案)」は削除しない、という扱いになった。

(7) 次回の第2回会合(9月開催予定)では、宇賀委員および西田委員から、行政法学及び刑事法学の観点からそれぞれヒアリングを行うこととした。

また、第3回(10月開催予定)の会合では、実際に事業活動を行っている経済界を中心に、懇談会の論点についてヒアリングを行うこととなった。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)